

転入予定者へのご案内

1 入所受付要件

住宅及びマンションの購入契約書(引渡日の記載が入所開始年度の前年度の3月20日以前のものに限る。)若しくは、マンション・アパート等の賃貸契約書(契約開始日、入所予定日等が入所開始年度の前年度の3月20日以前のものに限る。)がある場合、一斉入所及び3月8日までの随時申込が可能です。

2 提出物

次の内容が記載された契約書の写し

- (1) 契約者名
- (2) 契約者印
- (3) 契約会社等の社印
- (4) 契約日
- (5) 引渡日又は入所予定(可能)日等

3 注意点

- (1) 入所開始年度の前年度3月20日までに当該住所に転入したことを確認後に保育所入所承諾通知を出します。3月21日以降の転入の場合や、申請した住所と違う住所に転入した場合は、認定取消となります。
- (2) 東海市の入所受付は、原則として東海市に住民票がある方のみです。そのため、新築住宅がまだできていない、マンションの引き渡しが3月となる等、どうしても申込日までに東海市に住民票を移すことができない方(住民票を移すことができる住所がない方)への救済として、当該制度を導入しています。次のような「申込の時点で東海市に転入可能な住所があるにも関わらず転入しない方※」は、住民票を東海市に移してからの申込となりますのでご注意ください。

【※の例】

- ・祖父母の実家が東海市にあり、その住所に転入予定である。
- ・夫が先に東海市に単身赴任中でその住所に転入予定である。